

社会教育士確保・養成事業 PR 動画企画・制作業務委託仕様書

1 委託業務名

社会教育士確保・養成事業 PR 動画企画・制作業務

2 目的

学校と地域との連携・協働や多様な主体の参画による人づくりや地域づくりについての専門的知識やノウハウをもった社会教育士の取組の様子を情報発信することにより、しまねの社会教育士に光を当て、その有用性や効果・成果を県内外へ広く理解を促す。

3 業務の内容

県が指定する以下の場면을撮影・編集し、成果品として納品する。

(1) 盛り込む内容 ※ただし、今後の状況等により変更する可能性はある。

① 概要説明

- ・ 社会教育士に求められる資質能力、講習の状況

② 県内社会教育士等の取組紹介【写真のみ】 ※テーマ、地域バランスを考慮

③ 社会教育士等研修の様子【写真のみ】

④ 県内3名程度の社会教育士の取組及び活動紹介

- ・ 地域住民や関係者との打ち合わせや対話の場面
- ・ 活動時の様子

※ 事業当日の様子だけでなく、事業準備段階も含める

⑤ 関係者のコメント

- ・ 県教育長、県社会教育課長、当該社会教育士等及びその活動の関係者等

(2) 収録時間

- ・ 45～60分程度

4 成果品

(1) DVD

DVD-Video形式で500枚（ジャケット・レーベル印刷、1枚ごとにトールケースに収納）納入すること。

(2) YouTube アップロード用データ

YouTube にアップロード可能なデータ形式（mp4等）で画像・音声鮮明に視聴できるものをDVD-R（1枚）で納入すること。

(3) 主な用途

- ・ 県内外関係者への配付、YouTube や県ホームページ等にアップロード

(4) 撮影、インタビューについて

- ・ 取材対象者、取材時期等については島根県から指定する。
- ・ 取材日程、撮影等の詳細については、取材対象者の所属長及び取材対象者と綿密に打ち合わせをすること。
- ・ 現段階での取材対象者は3名想定している。ただし、今後の状況等により変更する可能性はある。
- ・ 発言内容や説明項目については、テロップを入れること。

(5) その他

- ・ DVDについては、パソコンでの再生、ケーブルテレビ放映にも対応できるものとする。また、メニュー構成は、DVDのメリットを生かし、見たい場面へすぐジャンプできる使いやすいものとする。

(6) 取材対象者への撮影時には、原則、県社会教育課担当者が随伴する。

5 業務実施上の条件

(1) 業務の実施にあたっては、業務全体に責任を有し、同種又は類似業務の経験を有する者を配置するものとし、契約の締結以降完成まで交代しないことを原則とする。

(2) 業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し島根県が承諾した場合はこの限りではない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる

範囲とし、再委託に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

- (3) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。業務実施にあたっては委託者と協議の上で行うこととし、可能な限り委託者の意向を反映させること。また複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- (4) 撮影や編集に係る一切の費用（交通費、宿泊費、撮影許可に要する費用等）は、全て委託料に含むものとする。
- (5) 撮影許可等に関する手続きは受託者が行うこと。但し、取材対象者の撮影（場所や出演する社会教育士、児童生徒、地域住民等の選定等）については、委託者と協議の上で行うこと。
- (6) 撮影の際は、対象となる社会教育士、児童生徒、地域住民、取組風景等の撮影とし、人物が写り込む場合は個人が特定されることも考慮の上、許可を得るなど配慮して撮影すること。
- (7) 本業務の中で使用する映像・画像、技術等において、既に他者が著作権又は所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- (8) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に契約不適合箇所がある場合は、委託者と協議の上、修正に必要な措置を無償で講ずること。
- (9) 委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料、画像、映像等を受託者に提供するものとする。
- (10) 関係法令を遵守し業務を実施すること。
- (11) この他に定めのない事項については、委託者と協議して決定すること。

6 著作権等

成果品及び成果品作成の過程で作成された付属物に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、使用权等一切の権利は県に帰属する。ただし、受託者が本業務成果物の二次使用を求める際、島根県はその使用を原則、無償で許可する。

7 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、静止画、動画、写真等）は、下記の媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- ・ 県又は県が指定する者が作成・運営する Web サイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- ・ その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

8 委託期間（納入期限）

契約締結日から令和6年3月15日まで

9 納入場所

島根県教育庁社会教育課

10 完了報告

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書を県に提出すること。

11 その他

本仕様書に記載のない事項又は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。